

# 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年八月一日法律第一三五号)(衆)

## 一、提案理由(平成一五年六月一三日・衆議院財務金融委員会)

熊代議員 ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表しまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、平成十三年にこの法律が制定されましたが、その後も実体経済の停滞により、株価水準は低迷している状況にあります。銀行等の保有株式の市場への売却が株価の下げ圧力となっているという見方がある中で、株式保有制限の導入の背景となった新BIS規制の導入が、当初予定の二〇〇四年から二年程度延期される見込みとなっております。

また、銀行等が事業法人株を放出する場合には、株式持ち合い関係を背景として、事業法人が銀行株を放出することが一般的であり、事業法人が保有する銀行株の市場への放出について対応することも必要であります。

他方、こうした株式の処分に対応するためのセーフティーネットとして設立された銀行等保有株式取得機構については、株式買い取りの開始から一年半近く経過した現在でも、その買い取り実績は二千億円強にとどまっており、関係者からは制度を利用しやすいものとしてほしいという要望が寄せられております。

この法律案は、このような銀行等をめぐる情勢にかんがみ、所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、銀行等による株式等の保有を制限する規定の施行期日を、平成十六年九月三十日から平成十八年九月三十日に改めることとしております。

第二に、銀行等保有株式取得機構が銀行等の保有する事業法人株式を買い取る際に徴収することとされている買い取り価額の八%に相当する拠出金を廃止することとしております。

第三に、銀行等保有株式取得機構が事業法人の保有する銀行株式を買い取る限度額は、銀行等が保有する事業法人株式の買い取り額の二分の一となっておりますが、これを買い取り額の同額まで緩和することとしております。

第四に、銀行等保有株式取得機構の定款に定めるべき解散事由を設立の日後十年を経過するまでの一定の期日の到来から平成二十九年三月三十一日の経過に改め、機構の存続期間を延長することとしております。

以上が、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告（平成一五年七月一〇日）

小坂憲次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有制限を課す時期を延期するほか、銀行等保有株式取得機構につき所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、銀行等による株式等保有の制限の施行期日を、二年間延期することにしております。

第二に、銀行等保有株式取得機構が銀行等の保有株式を買い取る際に徴収する売却時拋出金を廃止することにしております。

第三に、事業法人が保有する銀行株式の機構による買い取りの限度額を緩和することにしております。

第四に、機構の存続期限を延長することにしております。

本案は、去る六月十二日当委員会に付託され、翌十三日提出者熊代昭彦君から提案理由の説明を聴取した後、同月二十七日より質疑に入り、七月四日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院財政金融委員長報告（平成一五年七月二五日）

柳田稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等の株式保有制限の実施の延期、売却時拋出金制度の廃止、事業会社からの株式の買取り価額制限の緩和及び銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、銀行等株式保有制限法改正案について発議者を代表して衆議院議員熊代昭彦君より、貸金業規制法等改正案について提出者衆議院財務金融委員長小坂憲次君より、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

両法案を一括して議題とし、売却時拋出金の廃止により国民負担が拡大するおそれ、機構の株式取得と日銀の株式買入れの関係、やみ金融根絶に向けた関係当局の連携強化の必要性、金融機関から暴力団等への資金供給を絶つための具体的方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、まず、銀行等株式保有制限法改正案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して峰崎直樹委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野達男委員より、それぞれ本法案に反対する

旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。